

9月定例教育委員会会議録

開催日時 令和3年(2021年)9月3日(金)
午後2時～午後3時50分

開催場所 県庁北新館5-A会議室

出席委員	教育長	福永 忠克
	委員(教育長職務代理者)	土井 真一
	委員	岡崎 正彦
	委員	窪田 知子
	委員	野村 早苗
	委員	石井 太

1 開 会

- 教育長から開会の宣告があった。
- 教育長から出席者の確認があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、会議の成立が確認された。
- 事務局から出席者の報告があった。

2 非公開事件の確認

- 教育長から、本日の議題のうち、第28号議案から第33号議案までの6議案については県議会との調整に支障がないよう、9月定例会議に提案される前の本日のにおいては審議を非公開とし、後日、提案後に公開することが適当であるとともに、第43号議案および第44号議案については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、審議を非公開とすべきとの発議があった。発議は全員異議なく了承され、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、第 28 号議案から第 33 号議案の 6 議案、第 43 号議案および第 44 号議案の 8 議案の審議が非公開とされることとなった。また、審議の順番については、公開議案、報告事項、非公開議案の順で審議することが確認された。

3 会議録確認

- 8 月 23 日開催の定例教育委員会に係る会議録について、適正に記録されていることを確認し、承認された。

4 議事（議案：公開）

- 教育長から、第 34 号議案「令和 3 年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」および第 3 期滋賀県教育振興基本計画の進行管理」に関する報告書（令和 2 年度実績）について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

（岡崎委員）

数値目標の実績が把握できていないのは、どのような理由によるものか。

（教育総務課長）

実績が把握できていない数値目標は 4 項目である。そのうち 3 項目は令和 2 年度に中止となった全国学力・学習状況調査に関連する項目である。残りの 1 項目は、国の調査結果を引用しているものであるが、国において集計が実施されていないため、把握できていない。

（野村委員）

柱 2 の数値目標である「家庭教育支援チームを組織する市町数」について、現在 7 市が組織しているが、今後県内の全市町が組織することになるのか。

(生涯学習課長)

家庭教育支援チームについては、全ての市町には整っていない状況である。現在働きかけているところであり、今後も研修等重ね、家庭教育支援チームの普及に努めてまいりたい。

(野村委員)

全市町に設置する時期について、目標はあるのか。

(生涯学習課長)

現時点では全市町での設置について、目標時期は定めていないが、少しずつ増加していくものと考えている。

(教育長)

今の御質問について、報告書の13ページに数値目標の記載があり、第3期滋賀県教育振興基本計画においては、令和5年までに全19市町のうち、12市町において設置することを目標としている。次期計画においては、全19市町において設置する時期についても、できる限り目標を設定するよう、検討していきたい。

●教育長から、第34号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

●教育長から、第35号議案「滋賀県教育委員会表彰規則の一部改正について」から第39号議案「指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部改正について」、事務局に一括で説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

(岡崎委員)

押印欄は廃止となるが、確認欄については、サインや印鑑の押印等、どのような流れで作業を行うのか。

(教育総務課長)

これまで押印欄に印鑑を押印していたが、改正により確認欄に変更し、確認者の氏名をデータとして入力する方法に変更する。電子の申請をする場合、これまでは押印した書類を PDF 化して送信する必要があったが、改正後は確認欄に氏名を入力し、電子で送信する方法になると考えている。

●教育長から、第 35 号議案から第 39 号議案の 5 議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

●教育長から、第 40 号議案「教育職員免許状に関する規則の一部改正について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

特になし

●教育長から、第 40 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

●土井委員が以降の議案等の審議について退席した。

●教育長から、第 41 号議案「令和 4 年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部入学者選考要項について」および第 42 号議案「令和 4 年度滋賀県立特別支援学校高等部分教室入学者選考要項について」の 2 議案について、事務局に一括して説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

(岡崎委員)

盲学校や聾話学校は通学区域が全県になっているが、そこへ通う幼稚部の子どもで、遠い場合では、通学にどの程度の時間がかかっているのか。

(特別支援教育課長)

幼稚部の場合、盲学校では彦根市と近江八幡市から通学されている。聾話学校では大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、高島市、犬上郡から通学されている。

送迎時間については、いずれも自動車送迎であるが、聾話学校の高島市の子どもで 80 分、盲学校の近江八幡市の子どもで 30 分がそれぞれの学校の幼稚部で最長の送迎時間である。

(岡崎委員)

盲学校では、近隣の地域の方が通学されているようであるが、これまでに大津等の他の地域から通学したいという希望はあるのか。

(特別支援教育課長)

通学距離の関係でやむを得ず近隣地域の学校に進学するケースはあるが、地域の学校、幼稚園に通いながら、盲学校に教育相談のために訪問して指導を受けるケースはあると聞いている。

●教育長から、第 41 号議案および第 42 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

5 議事（報告：公開）

●教育長から、報告事項ア「令和 3 年度全国学力・学習状況調査の結果概要について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

(野村委員)

県内市町立学校の学力の状況は今回の調査結果で分かったが、私立学校に通学する小学生、中学生はこういった学力調査は受けているのか。

(幼小中教育課長)

私立、国立の場合、全ての学校が全国学力・学習状況調査の対象とはなってお

らず、それぞれの学校の状況は把握できていない。

(教育長)

私立学校については、全国で小学校の約5割、中学校の約4割が本調査に参加している。

(窪田委員)

厳しい結果が出たことは受け止めなければならないと思う。今回の滋賀県の結果としては、全体的に低いのか、それとも二極分化しているのか、傾向を教えてください。

(幼小中教育課長)

各学校によって、全国平均正答率との差が小さいものと大きいものがある。現時点で分かる範囲では、小学校の国語については、正答数の少ない子どもたちが一定数あり、その子どもたちが1問でも解けるように、基本的な力をつける必要があると感じている。一方、今回改善が見られた中学校数学については、基礎・基本の問題は全国平均正答率よりも高い状況であるので、読み解く力をつけながら、子どもたち一人ひとりの基礎的な力もつけることが、重要なことであると考えている。

取組については、全ての学校に同様に対応するのではなく、学校ごとに、より基礎的な部分に力を入れたり、子どもたちとのコミュニケーションにより読み解く力をより一層つけたりと、それぞれの学校の子どもたちが伸びていけるように、支援していくことが大事であると考えており、市町と共有しながら分析を進める計画である。

(窪田委員)

新型コロナウイルス感染症の影響により、学習習慣を含めて、全体的に崩れやすい子どもの層と、反対にうまくオンライン使って、学力を維持できる層がある。格差が広がることのないように、引き続き目配りをしていきたい。

(石井委員)

マイナスの部分もあるが、プラスの部分もある。人間性を育くむ観点からみて、

非常によい結果が出たことは、自信を持ってよいと思う。

都道府県ごとに優れたところ等を分析することも、重要である。

(幼小中教育課長)

厳しい結果ではあるが、例えば資料6ページの視点2「人が困っているときは、進んで助けていますか」の項目では、前回調査と比較して伸びている状況である。

本調査ではないが、8月に中学校24校でオンラインでの生徒会の交流会を開催した際には、子どもたちが自分の学校や友達のことを、一生懸命考えて発言していた。事後の感想では、お互いに学びになったので、これからもっと取り組んでいきたいという声がたくさんあり、そういった力も伸ばしていきたい。

一方で、そのベースとなる確かな学力は重要であり、進路選択においても、必要な部分であるので、学力の部分に力を入れながら、滋賀県の子どもたちの良いところを伸ばしていきたいと考えている。

(岡崎委員)

生徒への質問事項8ページの新型コロナウイルス感染症の学習面への影響に関する質問項目で、「勉強について不安を感じた」の項目において、滋賀県の小学生の数値が、全国よりも高い。新たな環境や変化に対応し切れないのか、県民性なのか分からないが、子どもたちの感じている不安を解消して、勉強ができる環境を作ることが必要であると思う。

(幼小中教育課長)

昨年度の休業期間中は特に、子どもたちが不安に感じている。ほかの都道府県と比較できているわけではないが、滋賀県の小学校の先生は、子どもたちに身近に寄り添って学習指導しているということ、他の都道府県から聞いたことがある。そういった意味では、休業中の2カ月に子どもたちは、普段一緒に学んできた先生と距離が離れることで、不安を感じていたのではないか。不安への支援を行い、一方で、子どもたち自身が少しでも自立して、学習を進められるようにする手だてを検討する必要があると思う。

(岡崎委員)

子どもたちが自分の意思で色々なことを調べたり、関心持って勉強できるよ

うになれば良いと思う。

- 教育長から、報告事項イ「(仮) 滋賀県読書バリアフリー計画」骨子案について、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

(岡崎委員)

ちょうど今、オリンピック、パラリンピックが開催されている。障害のある方々が活躍されている姿を応援することで、気持ちを強く持って、自分も何かやってみようと思う子どもたちは多いのではないか。

この計画によって積極的にサポートする姿勢を県が示し、まずは読書に慣れ親しむことからはじめ、その先に障害者であっても学んだことが次のステップにつながり、活躍できる、夢が持てるきっかけになる取組にしていきたい。

(生涯学習課長)

読書は学びや就労につながる重要なものである。検討会では、支援者の方から、子どもたちが読書に親しむことで、本を通じて色々な経験ができ、ハンディキャップがあっても豊かに人生を送ることができるという話があった。少しでもサポートができるように取り組んでいきたい。

(野村委員)

基本方針Ⅱの部分で、障害のある方の多くが、図書館を利用していないと記載されている。図書館に行くためには必ず誰かが付き添い、支援する必要があると思う。簡単に図書館に行くための、アクセス方法があれば、利用の促進につながるのではないか。

(生涯学習課長)

検討懇話会では、まず図書館に行くきっかけがないという意見が出ていたが、当事者が支援者と足を運んでいただき、慣れた段階でグループホームから1人で図書館に来ていただくことができた事例があると聞いている。当事者や支援者、図書館で関係者会議を開催し、必要な環境整備について意見交換をして検討

していきたい。

6 議事（議案：非公開）

- 教育長から、第 28 号議案「令和 3 年度滋賀県一般会計補正予算（第 7 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

（岡崎委員）

修学旅行のキャンセル等は既に発生しているのか。

（高校教育課長）

既に 9 月に出発する予定の 2 校でキャンセル料が発生している。また 9 月末までに出発予定の学校は、全て延期することになっており、企画料が発生する。

（教育長）

現段階では中止ではなく延期であり、延期に伴う費用負担が発生しており、その部分についても補助することを考えている。

（岡崎委員）

ぜひ修学旅行は実施していただきたい。

- 教育長から、第 28 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

- 教育長から、第 29 号議案から第 32 号議案「財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する知事への意見について」の 4 議案について、事務局に一括して説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

(石井委員)

最先端の設備を導入されると思うが、資料に記載されているのは、購入先の商社ではないか。設備のメーカーを記載する方がよいのではないか。

(教育総務課長)

資料に記載しているのは購入先の商社であり、導入する設備の製造者は森精機等である。県との契約先は関東物産株式会社であるので、9月県議会においては、関東物産株式会社との契約について審議、議決されることになる。

●教育長から、第 29 号議案から第 32 号議案の 4 議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

●教育長から、第 33 号議案「損害賠償請求に係る和解および損害賠償の額を定めることについての議案に関する知事への意見について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

特になし

●教育長から、第 33 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

●第 43 号議案および第 44 号議案について、原案どおり可決された。

7 閉 会

●教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣告があった。